生徒の多様な学力を育む公民科における授業のあり方

- 新聞記事の活用を通して -

M10EP013 萩原真慈

1. 研究の目的

(1)前年度の研究

前年度は「生徒の多様な学力を測る公民科における評価問題のあり方」というテーマで研究を行った。研究では評価問題の形式とその特徴を整理、分類した後、高校現場で用いられている評価問題と大学入試における問題形式の傾向を分析した。そして、その結果、多くの問題が断片的な知識を問う再生・再認型の問題であることがわかった。

さらに、そのような状況下で「思考力・判断力・表現力を測ることができる評価問題のあり方としては、どのようなものが考えられるのか」ということを検討し、論文体テストを用いる中で、評価方法について考えた。

(2)前年度の研究を受けての本年度の研究

再生・再認型の問題が大半であるということは、評価の前提となる授業が学習事項を覚えさせることに注力する知識偏重なもので、機械的学習に留まりがちなものであるということになる。そして、このような授業では生徒に「暗記さえすれば良い」という思いが芽生え、暗記型学習に陥ってしまうのである。

事実、公民科目については「暗記科目だから覚えれば良い」「覚えることばかりでつまらない」といった生徒の声をよく聞く。覚える事柄が膨大であることに違いはない。しかし、暗記科目であるという認識が定着するようなことは、学習に対する内発的動機を低下させる点や学習した内容の実生活での活用という本来の目的に照らしても望ましくない。

そこで、公民科目を生徒が実社会のことを 意識しながら、自ら考え、判断し、学ぶこと の楽しさを実感できる科目にしていくことが 必要であると考える。

生徒の中で「暗記・つまらない」というイメージが強いのは、授業で主体的に考え、判

断し、表現する場面が少ないからである。殊に大学受験を想定する進学校では、知識獲得が優先事項となり「思考・判断・表現」の場面が確保されにくい現状もある。

つまり、従来からの「知識・理解」中心の 授業から脱却し「思考・判断・表現」を意識 した授業を実践していくことで、生徒の公民 科目に対する認識を「暗記・つまらない科目」 から「考える・面白い科目」へと転換してい くことができるのではないかと考える。

そこで、そのための具体的な試みとして、 新聞記事を授業に組み込む中で「思考・判断・ 表現」の場面を設けていき、生徒の多様な学 力の育成につなげていきたいと考える。

2. 研究の内容と方法

2 学年の「現代社会」, 3 学年の「政治経済」 の授業の中で, 学習内容に関連する新聞記事 を活用し,「考えさせる授業」の展開を試みた。

記事を活用する理由は、記事内容が時事的なものであったり、身近な話題であったりすることから、生徒にとっては、学習内容を実社会で起こっている事例として現実味や実感を持って学びやすくなると考えたからである。このことは知識の構造化につながると考える。

また、記事内容には社会で起こっている具体的事例が掲載されているため、一定の既有知識があり「考えさせる問い」を投げかけやすく、生徒にとって身近で知っている事柄について「なぜなのか」「どう思うか」といった質問を投げかけることで、興味・関心を喚起しながら「思考・判断・表現」の場面を作り出しやすいと考えたからである。

さらに,記事を読むことは,内容を理解し, 論点を明確化する作業でもあり,この読解の 過程自体も論点把握や既有知識との結びつき を考えるという「思考・判断」の場となり得 ると考えたからである。

3. 指導の実際

(1)指導上の留意点

授業では自作の授業プリントと新聞記事を 併用した。記事はわかりやすくイメージしやすいもの、学習内容に関わり問題提起になるもの を選び、生徒に考えさせるきっかけを与えられるように意識した。また、記事の報じ方や内容 によっては、事実の一面しか捉えていない場合 もあるため、新聞報道の一部には一面性や非中 立性という特徴があることを注意点として伝 えるようにした。授業は教員の説明に終始する のではなく、生徒の思考の主体性や形成的評価 の目的で生徒との対話を心がけながら行った。

(2)指導の具体例

以下の 4 項目を意識しながら指導を行った。

- (I)マスメディアとしての新聞機能の活用
- (Ⅱ)生徒の身近な話題を扱う記事の活用
- (Ⅲ)時事ニュースを扱う記事の活用
- (IV)一つの事柄について、複数の視点や立場からの主張を掲載している記事の活用

(I)に関しては、新聞各社が独自の視点から一つの事実を報道しているという実態から、物事の捉え方の多様性を学び、複数の情報源にあたる中で、主体的に情報を選択・活用できる力を養うことを目的としている。(Ⅱ)(Ⅲ)に関しては、既有知識の活用、内発的動機の喚起を通して、思考・判断の場を効果的に作り出すことを目的としている。(Ⅳ)に関しては、一つの社会事象が多様に捉えられることを提示することで、思考・判断の場を効果的に生み出すことを目的としている。

以上のような学習を通して,公民科に対する生徒の学習観を変えていくことが期待できる。

記事は興味・関心を喚起するために授業の導入部で活用することもあるが、多くは展開部で活用し、授業で学んだことを振り返りながら、授業内容と記事内容との連結を図り「思考・判断・表現」の場面につなげようと試みた。記事の提示後には生徒同士の意見交換をさせたり、自分の意見を文章としてまとめさせるような指導を行った。以下に7つの実践例を挙げる。

● (I)に関わる実践例

単元:高度情報社会《メディア・リテラシー》「情報の発信,受信の際の留意点を考える」

Jリーグ・VF 甲府の 2011 年 4 月 23 日の試合結果の詳細データ(対神戸戦・1-1 の引き分け)を提示。データから記事の見出しを考えさせ、発表させた。その後、複数の新聞社の記事(2011 年 4 月 24 日・山梨日日「見出し:ダニエル同点ボレー チーム初得点、献身的守備も」、日刊スポーツ「見出し:甲府4年ぶり勝ち点」、朝日「見出し:甲府勝ち点 積極采配光る」、読売「見出し:甲府勝ち点 積極采配光る」、読売「見出し:ヤー不発」)を提示。見出し、試合内容の報じ方の違いを確認させ、一つの事実から多様な報道結果が生み出されることを実感させる中で、情報発信の際の留意点とともに、情報を受け取る際の注意点を考えさせた。

【考察】生徒からは「やっぱり勝てないヴァンフォーレ」「VF 甲府引き分け J1の厚い壁」「ヴァンフォーレ 遠い勝ち点 3」といった見出しが出された。生徒が考えた見出しの多くは、引き分けという結果に対するマイナスの評価をあらわすものであった。

一方,新聞各紙の見出しは,今季J1復帰後のチーム初得点,初勝ち点を取り上げるものや,昨季J2得点王のハーフナーの期待外れという点を報じるものであった。

生徒の見出しは、VF 甲府に対する思いの みが前面に出ている内容だったのに対し、新 聞各紙の見出しは、この試合、この得点、こ の勝ち点、この人物がどのような意味を持つ ものなのかに焦点を当てたものであった。

生徒は新聞各紙の試合結果の捉え方,報じ 方の違いを実感するとともに,複数の情報源 から情報を得る中で,物事を主体的に判断し ていくことの必要性を知る機会になった。

この試みを通して、新聞の役割を理解する とともに、様々なものの見方、考え方があるこ とを学び、生徒自身の思考力・判断力・表現力 の育成の機会になったと考える。

● (Ⅱ)に関わる実践例

単元:市場経済の機能と限界《競争と独占・ 寡占》「企業活動と独占禁止法に基づく公正 取引委員会の対応を考える」

スーパーで販売されている弁当は販売期限が近づくと値下げ販売をしている。しかし,ほとんどのコンビニで販売されている弁当は値下げ販売をしていない。この理由について考えさせ、意見を発表させた。

この後「弁当値引き制限「不当」公取委 セブンに排除命令」という見出しの記事(2009年6月23日・読売)(**内容**:セブンイレブンが加盟店に対し,販売期限の近づいた弁当を値引きする「見切り販売」を制限してきたことは,独禁法で禁じている優越的地位の乱用に当たるとして公取委が,同法違反で排除措置命令を出した。それに対し,セブンイレブンは見切り販売は加盟店の利益にならないとしながらも「命令を真摯に受け止める」としたもの。)を提示。なぜセブンイレブンは,加盟店に対して値引き販売の制限をしてきたのか,その行為は独禁法違反に当たるのか,公取委の排除措置命令は妥当なのかなどについて考えさせ,意見を発表させた。

【考察】生徒からはセブンイレブンによる弁当の値引き制限に対する反対意見が多く出され、それに対し、セブンイレブンの措置の妥当性を主張する意見は少数にとどまった。

反対意見の多くは「店が利益を上げるために努力することは当然である。販売期限が迫る商品から利益を得るためには,値下げしてでも売ってしまわなければならない。セブンイレブンが値引き制限をしていることは,自由競争を阻害し,店の利益獲得の機会を奪っていることになるため,公正取引委員会の命令は妥当である。」というものである。

一方, 措置の妥当性を主張する意見としては「コンビニとスーパーでは売りが違う。スーパーは商品を安く売るところに良さがあ

り、コンビニは 24 時間営業で店舗数も多く、 便利である点が良さである。売りが違うわけだから、スーパーと同じにする必要はない。」 「加盟店はセブンイレブンとフランチャイズ契約を結ぶことで、"セブンイレブン・ブランド"を得ることができ、そのブランド力によって利益を上げることができている。だから、セブンイレブンの指示に従うことは当然である。」「値下げを認めれば、通常価格での販売量が減少する可能性が高まる。値引き制限をすることは、むしろ、店の利益確保につながる。」というものである。

スーパーやコンビニ, 弁当という生徒が身近で頻繁に利用, 購入するものを題材とする中で, 生徒は興味・関心を持って企業の思惑や戦略, 公取委の具体的な役割, 独禁法の内容などについて考えることができ, 記事の内容を読み取りながら自身の意見をまとめることができたと考える。

単元:市場経済の機能と限界《価格機構》「需要曲線と供給曲線のシフト要因を考える」

近年、日本はデフレ下にあり、商品価格の下落が続いている。しかし、特定商品に関しては、価格が上昇しているケースもある。このような価格変動の要因は、需要と供給のバランスの変化にあるということになる。

需給バランスの変化と価格変動は、需要曲線と供給曲線のシフトによってあらわされる。両曲線のシフト要因は多岐にわたるが、それらの具体的事例(シフト要因)が掲載されている記事を提示。その記事内容を読み取らせ、シフト要因を考えさせながら説明させた。(記事としては「東京六大学野球・早慶戦チケット価格の暴騰記事〔2007 年 6 月 2 日・東京中日スポーツ〕ー需要曲線のシフト要因〔嗜好・流行〕」「原油価格の高騰に伴うバイオ燃料価格の上昇記事〔2007 年 6 月 6 日・山梨日日〕ー需要曲線のシフト要因〔代替品価格〕」「レアメタル価格の上昇に伴う

自動車、家電製品価格の上昇記事〔2007 年 10月4日・読売 / 2008 年 8月 26 日・読売〕 一供給曲線のシフト要因 [原材料価格〕」「カニ,ウナギの稚魚の輸出規制に伴う価格の上昇記事〔2007 年 6 月 5 日・読売〕 一供給曲線のシフト要因 [政策・規制〕」などを提示。) 【考察】 生徒は教科書、資料集で学んだ内容が、実社会の中ではどのような現象としてあらわれ、それがどのように報じられているのかを興味・関心を持って考えることができた。また、既習事項を実際の記事内容にあてはめていく過程で、文章の読解力や思考力、判断力を養うことができたと考える。

● (Ⅲ)に関わる実践例

単元:国際連合の役割と国際協力《国連安全 保障理事会の役割と主権概念》「リビアへの 多国籍軍による武力介入を考える」

反政府勢力に対して武力弾圧を続けたリビア・カダフィ政権に対し、米英仏を中心とする多国籍軍は国連安保理決議に基づき,武力介入に踏み切った。

この事実を確認するため「リビア空爆 英 仏検討 安保理武力行使を容認」という見出 しの記事(2011年3月19日・読売)と「衝 撃の末路 勢いづく民衆 カダフィ氏殺害」と いう見出しの記事(2011年10月22日・読 売)を提示した上で次の質問を提起。「独裁 政権や内乱により国民の人権が著しく制限 されていたり, 反政府勢力や少数民族が迫害 を受けていたりする国が少なからず存在す る。人権侵害をやめさせるために,外交交渉 を通じた説得が行われることもあるが, 成功 するとは限らない。そのような状況において 『他国が武力を行使して介入してでも直ち に人権侵害をやめさせるべきである』との考 え方がある。この考え方は是認されるべき か?」との問いを投げかけ、意見を発表させ た。その後, 自分の考えを文章としてまとめ させた。以下が生徒の解答の一例である。

【生徒の解答例:武力介入容認の立場】

私は他国による武力介入を認めるべきだと 考えます。主な理由を「内政不干渉の原則」 と「保護する責任」という観点から論じてみ ようと思います。

世界は20世紀において2度の世界大戦を経験し、その反省の下に国連憲章を採択しました。そしてその後、国際社会は人権の国際保障に関わる様々な条約を締結してきたのです。

国連憲章においては、その前文で基本的人権と人間の尊厳、価値を尊重していくことを確認し、国際人権規約では法的拘束力を持つものとして基本的人権の保障を規定しています。さらにジェノサイド条約では集団殺害を国際法上の犯罪とし、国際的に禁じているというという流れが大きなものになっているということは言うまでもありません。

しかし、このような条約が相次いで締結される中にあっても、紛争や人権侵害は無くなってはいません。つまり、今必要とされていることは平和を願う理想や理念、平和実現のための対処法を言葉で提示するだけではなく、今起こっているこれらの問題に対する解決行動を具体的に起こしていくことなのです。

世界で起こってきた内乱とそれに伴う人権 侵害に対し、国際社会はこれまでに有効な解 決行動を起こすことができませんでした。そ の大きな理由は国連憲章に内政不干渉の原則 が定められているからです。これは主権概念 がある以上当然の考え方ではあります。

ただ、虐殺のような人権侵害が存在する場合には武力介入を必要とするケースも想定するべきだと考えます。事実、国連憲章の内政不干渉の原則に対し、例外として国連安保理による強制措置が認められているのです。しかし、この措置は常任理事国の拒否権行使により有効に機能しているとは言い切れません。

過去,国連は数々の内乱をめぐってこの内 政不干渉の原則の前に無力さを露呈してきま した。とりわけルワンダやボスニアでの住民 虐殺が相次いだ 1990 年代,この内政不干渉の 原則から目の前で起きている虐殺に対し,手 をこまねくケースが相次ぎました。

この教訓から 2005 年に開かれた国連首脳

会合において、「保護する責任」という新たな概念が出されたのです。これは主権国家には住民を保護する責任が伴うが、国家がもしその責任を果たさない時は国際社会が代わって責任を果たすべきという考え方です。つまり、人権は国境を越えて守られるべきであり、「保護する責任」は内政不干渉の原則に優先する概念であると認められたということです。

しかし、どの程度の深刻さならば内政不干渉の原則を曲げてもいいのか、どの段階で住民保護が達成されたと判断するのかといった基準の不明確さの問題もあります。事実、2011年、「保護する責任」を果たすため、NATO 軍がリビア軍事作戦を実行しましたが、この作戦の目的が不明確であったため、NATO 内の困惑を生み出してしまったのです。

それでも武力介入に踏み切る主たる理由は「人権侵害の長期化防止」という点にあります。内乱が起きた場合,国際社会は外交交渉などを通じ,まずは非軍事的に事態の収束を図るケースがあります。しかし,その交渉が難航する中で内乱の長期化を招き,多大な犠牲を生み出す恐れもあります。この実例が「ルワンダ大虐殺」であり,最終的に国連が武力介入したものの介入が遅すぎたため,数十万人もの住民が犠牲になったと言われています。

もちろん,解決のために外交交渉などを進めていくべきだとも思います。しかし,多大な犠牲を出さないためにも,人権が著しく損なわれる事態では迅速に武力介入に踏み切り,素早い解決を目指すべきだと考えます。

国連憲章の前文では共同の利益の実現のためには武力を用いることを容認しています。 国際社会においてその構成員たる人間一人ひとりの基本的人権を保障していくことは,正に共同の利益の実現であると考えます。この共同の利益を確保するためであれば、「保護する責任」を果たすべく国際社会が武力介入に踏み切ることは妥当な判断であると考えます。 【考察】生徒からは他国の武力介入についての賛否両論の意見が出された。

上記解答は賛成意見だが,反対意見としては「国際社会には内政不干渉の原則があり, 内紛への対応については主権を有する国家に 任せるのが当然であり、そうするしかない。」 「過去の他国による武力介入を見ると、介入 は必ずしも成功したとは言えず、むしろ、被 害が拡大してしまったという事実もある。そ れを考えると、介入はするべきではない。」と いうようなものである。

賛否に関わらず、感情的な視点のみから論じるのではなく、記事の内容を参考にした上で既習事項を振り返り、既有知識を盛り込みながら具体的な根拠や理由を打ち立てて文章展開できることが重要であると考える。

上記解答は「単元:政治と法の機能」で学んだ主権概念,「単元:人権保障と法の支配」で学んだ各種条約,「単元:国際連合の役割と国際協力」で学んだ国連の各機関とその役割,「単元:国際政治の特質と国際紛争・難民問題」で学んだ各種紛争の実態を踏まえながら具体的な根拠や理由を打ち立て,自身の主張を述べている点において評価できると考える。

単元:国際経済の諸問題と日本の役割《地域的経済統合の動きと自由貿易、保護貿易》「自由貿易を促進するEPAとWTOを考える」

第二次世界大戦後,国際社会は自由貿易の促進を図ってきた。その実現のため,GATT (関税及び貿易に関する一般協定)の役割を引き継ぎ,役割を強化する形で1995年にWTO (世界貿易機関)が発足した(2009年時点で153の国と地域が加盟)。一方,特に2000年代に入ってからは,自由貿易の実現を目指す二国間もしくは少数国間でのEPA(経済連携協定)の締結が急増してきている。

このような状況下で,なぜ 150 以上もの国と地域が加盟する WTO がある中で, EPA が増えてきているのか, EPA は必要なのかということについて考えさせ,意見を発表させた。

その後「ドーハ・ラウンド WTO 交渉 『消滅』 危機 米・中・印合意の気配なし」という見出しの記事 (2011年5月22日・読売)

(内容: WTO の原則に「多角」がある。これは,自由貿易上のルールは多国間交渉の場で協議し,加盟国が対等・平等関係の中で貿易

を行えるようにしていこうというものである。しかし、多国間交渉は意見の取りまとめが難しく、ドーハ・ラウンドは決裂の危機にある。そのような状況に業を煮やした各国がEPAの締結により、迅速な自由貿易の実現を模索するようになったというもの。)を提示。WTOとEPAの利点・欠点を考えさせた上で自由貿易促進についての意見を発表させた。

【考察】生徒はEPAをWTOと並び立つ自由貿易を促進する枠組みであると考えているだけで、WTOの機能不全が生み出した新たな枠組みであるという視点は持っていなかった。

しかし、生徒は記事を提示する中で、WTO の特徴については「多くの国々の合意のもとで自由貿易の実現を図ることができる。しかし、協議においては、合意を生み出すことが難しいため、世界各国は個別的な交渉に軸足を移すようになってきた」という考えを見出した。一方、EPA の特徴については「二国間もしくは少数国間の取り決めのため、合意を生み出しやすく、自由貿易の実現が容易である。しかし、EPA を締結していない域外国に対しては、貿易上の差別・不利益をもたらす危険がある。」という考えを見出した。

記事を提示することで,生徒の気づかなかった視点を提供することができ,その結果,生徒は複数の視点から物事を考え,意見をまとめることができたと考える。

単元:現代社会における青年の生き方《社会への参加》「ポジティブアクションを考える」

男女共同参画社会基本法には,女性があまり進出していない分野で,男女の実質的平等を確保するために,女性の優先枠を設けるなどのポジティブアクション(積極的差別是正措置)を講じていくことが示されている。

そこで「九州大学 入試『女性枠』見直し 『男子差別だ』苦情相次ぎ 来年度導入」と いう見出しの記事(2011年5月18日・毎日) (**内容**:将来的に「理系女子」の研究者を増 やすことを狙いとし、九州大学が理学部数学 科の募集人員の一部を女性に限定すること を決定した。しかし、平等性への疑問の前に 再考を迫られたというもの。)を提示。ポジ ティブアクションと平等性について考えさ せた上で意見を発表させた。

【考察】生徒からは『女性枠』の設置について、 賛否両論の意見が出された。「男女共同参画 社会基本法が制定され、女性が社会で活躍で きるような環境作りが進んでいる。しかし、 社会において女性が活躍している分野はまだまだ少ない。社長や国会議員に占める女性 の割合を見てもそのことが言える。九州大学 の『女性枠』は、画期的なものであり、 賛成 である。」「受験生は男女を問わず誰もが合 格したいという一心で一生懸命に勉強して いる。それが、女性だけが優遇されるこのよ うな形は、明らかに不公平で納得できない。」 というようなものである。

生徒自身、大学受験を控える身である中で、自らが乗り越えなければならない大学入試に関わる題材を用いることで、興味・関心を持ちながら時事ニュースに触れ、具体的なポジティブアクションの事例について考え、意見を述べることができたと考える。

● (IV)に関わる実践例

単元:基本的人権の保障と新しい人権《自由権(人身の自由)》「死刑制度の存廃と人権保障を考える」

日本の最新の世論調査では、85%程度の国 民が死刑制度の存続を容認している。しか し、世界は廃止の流れにあり、国連において は死刑廃止条約が採択され、現在では死刑廃 止国数が存続国数の2倍以上になっている。

日本の死刑制度に関しては、なかなか情報公開がされてこなかったが、2010年8月、 死刑執行の刑場が公開されるなど、死刑存廃 を議論する機運が高まってきている。

そこで「死刑執行の刑場公開 廃止機運 醸

成なるか まだ遠い『国民的議論』」という 見出しの刑場の実態を報じる記事(2010年8 月 28日・山梨日日),「絞首 130年続く 最 高裁『残虐とは言えぬ』」という見出しの死 刑制度の歴史を報じる記事(2008年10月5 日・読売),その他,死刑存廃の双方の主張 を含む記事を提示。人権保障と関連させる中 で,死刑の存廃について考えさせ,意見を発 表させた。また,自身の考えを文章としてま とめさせた。以下が生徒の解答の一例である。

【生徒の解答例①:死刑廃止の立場】

私は死刑制度について反対である。日本では死刑制度に賛成する人が多いが、私はなぜ 賛成するのか理解できない。

人が人を殺して良いのだろうか。もちろん 悪いに決まっている。死刑執行は刑とはいえ 殺人である。それでは殺人犯の行ったことと あまり変わらない。人が人の命を奪うという ことは絶対にあってはならないことである。

また、死刑は本当に一番重い刑だと言えるのだろうか。「死」は人生の終わりであり、誰もがおそれるので死刑に威嚇力はある。しかし、死刑囚が何の反省もせずに死刑執行されたら刑の意味がないと思う。刑罰は反省し、罪を償うためにあるのではないか。ならば、死刑を廃止し、終身刑を取り入れる方が良いと思う。死ぬことより生きることの方がつらい。殺人犯が自分の犯した罪を一生かけて償い続ける方が重い刑だと言えるだろう。

それに加え、死刑には多くの問題がある。 例えば、誤審であった場合どうするのか。誤 審に気づかず死刑を執行してしまったら何の 罪もない人を殺してしまったことになる。そ して、失った命はもう二度と取り戻せない。

また,死刑を執行する人の精神的苦痛も大きいと考えられる。いくら執行に工夫がされているとはいえ,死刑執行に関わって良い気分になる人などはいないだろう。このような問題の解決は非常に難しい。

このようなことから、私は死刑制度に反対 である。終身刑のような死刑の代わりとなる 刑を取り入れることが解決につながると思う。 どのようなことがあっても、人が人を殺す ことは絶対に許されない。

【生徒の解答例②:死刑存続の立場】

私は今まで直接死刑というものに向き合ったことはもちろんない。身の回りの人が凶悪な犯罪にあったなどという経験もないため、実際の状況はわからない。しかし、何も悪いことをしていない家族が殺された場合などを想像してみると、怒りと悲しみが沸き起こってくるような気がする。そのような状況に直面している被害者の家族のことを思うと、いたたまれない気持ちにさえなる。

死刑制度をなぜ廃止する必要があるのだろうか。人を殺害した人が刑罰として殺されることは当然である。さらに、もし死刑が廃止されたら、今まで死刑を受けてきた人と同等の罪を犯した人はどのように罪を償うのか。無期懲役では償いきれないと私は思う。

また、誤審の問題が指摘される場合がある。だが、誤審は警察や裁判所側が様々な工夫をして、慎重に調査を行うことで防いでいける問題であろう。さらに、死刑を執行する刑務官の心が痛むという意見もある。そこで今では誰が死刑執行をしたかわからないシステムが作られているという話を耳にしたことがある。現在の日本では多くの分野で次々と新しいシステムが導入されている。このようなことから、死刑執行も新システムを導入していくことで、少しでも執行する側の負担を軽減できると思う。

私達が最も望むことは犯罪がなくなることである。しかし、毎日全国のどこかで事件が起こっている今、その望みを実現するには無理があると思う。また、もし死刑制度が廃止された場合、悪質な犯罪が増加する可能性があり恐ろしい。世の中に犯罪がある限り死刑判決は必要なものなのではないだろうか。

【考察】生徒には記事を用いて死刑制度の現状に関わる情報,死刑制度の存続・廃止両サイドからの情報を提供した上で自由に自身の思いをまとめさせた。

生徒は提供された情報の中から用いるべき情報を選び出し、複数の視点を踏まえながら考え、具体的な根拠や理由を打ち立てて意見をまとめることができたと考える。そして、死刑制度に関わる全ての人々には各々の人権が存在することを確認し、その各々の立場から人権を考えることができたと考える。

4. 成果と課題

生徒の多様な学力を育む授業の構築に関わり、新聞記事の活用をテーマに掲げ、取り組んできた。記事の活用の際には、前述の(I) $\sim(IV)$ の 4 項目を意識したが、記事の活用効果としては、以下の 5 点を挙げることができる。

①思考力,判断力を育成できる,②時事情報を得ることができ,身近な事柄や国内外の社会を知るとともに関心を深めることができる,③情報を選択し活用する能力を育成できる,④文章の読解力,作成力を育成できる,⑤新聞の役割を理解し,様々なものの見方,考え方があることを学ぶことができる,である。

授業では学習内容を学んだ上で記事を活用 し、学習内容と記事内容の連結を図る中で「思 考・判断・表現」の場面を作り出していくとい う導入方法を試みたが、生徒は興味を抱き、考 えながら授業に臨めるようになったと考える。

また、記事の活用を始めた当初は漠然とし、 根拠の乏しい意見が多かったが、そのような意 見に対しては「なぜそう思うか」「こういう意 見に対してはどう思うか」という質問を重ねる ことで、根拠を持った意見、教科書や記事の内 容をなぞったものではない独自の発想や視点 に基づく意見も出てくるようになった。以下は アンケート項目と結果、生徒の意見である。

質問1新聞記事を使った授業で学習は深まったと思うか

①とても深まったと思う②深まったと思う③深まったとは思わない④深まったとは全く思わない

質問2公民科(現社,政経)は考えることが必要な科目だと思うか

①とても思う②思う③思わない④全く思わない

質問3新聞記事を使った授業は面白かったか ①とても面白かった②面白かった③つまらなかった④とてもつまらなかった

【結果】 (115 人の生徒にアンケートを実施) 質問1①39(34%) ②76(66%) ③0(0%) ④0(0%) 質問2①41(36%) ②69(60%) ③5(4%) ④0(0%) 質問3①32(28%) ②82(71%) ③1(1%) ④0(0%)

「新聞は試験に直接関係ないので最初はいらないと思っていたが、興味を持てる良い教材だと思うようになった。」「最初は暗記科目だと思っていたが、新聞を用いた授業で実社会を考えられるような学習ができるようになった。」「新聞は一つのことを様々な方向から見て考えることができる。」「事例が現実的で身にしみやすい。余裕があればディスカッションを行いたい。」「新聞は教わったことの確かな実例なので理解が深まって良い。」

以上のようなアンケート結果や生徒の意見 からは記事の活用が肯定的に受け入れられて いたことがわかり、生徒は興味・関心を持ちな がら自ら考え、判断し、それを言葉として表現 することができたと考える。

しかし,一方で「受験科目として捉えると, 覚えることで精一杯で,考えるというところま で意識を回すことはできない。」といった意見 も見られ、検討課題が残った。

課題の一つは記事を活用する十分な時間を 取れなかったことで、記事を活用する意義、面 白さを生徒に伝えきることができなかったと いうことである。大学受験を想定する年間授業 計画では一単元に十分な時間を割けない面が ある。今回も記事を活用する十分な時間を取れ ない面があり、記事を用いて学ぶことの意義を 見出せる環境を提供することができなかった。

今後は年間,単元計画レベルにおいて,より 良い記事の活用法を考え,生徒の多様な学力 を育む授業のあり方をさらに検討していきた いと考える。また,今回は記事を活用する前 後で生徒の意識や力がどう変化したのかを十 分に検証することができなかった。今後はそ のような検証も行っていきたいと考える。